

技術実証実施要領

令和3年10月1日

令和3年10月15日改訂

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

1. 目的

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年9月28日変更）、新型コロナウイルス感染症対策本部決定）、ワクチン接種が進む中で日常生活はどうに変わり得るのか？（令和3年9月3日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）、ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方（令和3年9月9日、新型コロナウイルス感染症対策本部）を踏まえ、感染防止対策を継続したうえで技術実証を行い、ワクチン接種歴の確認や事前の検査（以下、「ワクチン／検査」という）のオペレーション等を検証し、日常生活の回復に寄与する。

2. 実証項目

飲食店、ライブハウス・小劇場、大規模イベント、観光等において、ワクチン／検査、保健所業務支援の観点からの入店・入場者リストの作成、新技術の活用による3密回避、マスク着用、換気、大声の抑制などを組み合わせた技術実証を行い、当日及び事後のアンケート調査等とも併せて、ワクチン／検査のオペレーションや各技術の実効性等を検証する。

3. 実施時期・期間

令和3年10月から11月にかけて実施する。飲食店における技術実証の期間は、原則として2週間とする。

実施時期・期間は、感染状況等の変化に応じ、変更することがある。

4. 選定

各府省庁、地方公共団体等による提案の中から、上記の目的、実証項目等に合致し、適正に実施できる体制を有する案件を、技術実証の案件として選定する。

選定に先立ち、候補となる案件を選んで調整を行い、詳細が確定したあとに選定することも可能とする。

選定に際して別に定める委員会を開催する。

5. 実施計画

技術実証を行うに当たっては、実施計画を策定する。

6. 公表

技術実証の対象となった案件については、原則として、日時、場所等の情報を内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室がホームページにおいて公表する。

7. ワクチン／検査の方法

ワクチン接種完了（2回接種）から2週間が経過（本技術実証においては、2回目の接種日を1日目として起算し、14日目をもって2週間が経過したこととする。）しているか否かを、飲食店やイベント主催者等がワクチン接種証明（予防接種済証、ワクチン接種証明書及び接種記録書）によって入店・入場前に確認する（コピー、写真でも可）。

ワクチン接種完了（2回接種）から2週間が経過していない者については、入店・入場3日前以内に採取された検体を用いたPCR検査等の結果証明を飲食店やイベント主催者等が入店・入場前に確認する。これを有しない者に対しては、入店・入場1日前以内に採取された検体を用いた抗原定性検査を行うことができる。これらの者に対しては、検体採取日時を確認する。

なお、抗原定性検査については、これに対応する医療機関又は衛生検査所等で実施するほか、検体採取の注意点等を理解した者の管理下で適切な感染防護を行なながら実施することも可能とする方向で検討しており、技術実証において、その運用等を検証することとしている。

技術実証における抗原定性検査の実施方法の詳細・留意点については、別紙「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証における抗原定性検査の実施要項(ver1.0)を参照すること。

併せて、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、身分証明証、健康保険証等）を確認する。

ワクチン接種証明、検査陰性を示す結果証明のいずれも有しない者については、他に代替する手段がない場合には、入店・入場をお断りする。

12歳未満の子供は、保護者・引率者同伴であれば、検査を省略し、入店・入場を可能とする。

8. 入店・入場者リスト

技術実証においては、感染者の届け出リストと突合するため、入店者・入場者本人の同意の下、入店者・入場者の携帯電話番号等の連絡先を収集する。また、一定期間経過後にリストを廃棄する。

9. 制限の緩和

技術実証は、飲食店に関しては4人以内の人数制限、営業時間短縮等を緩和して行う。イベントに関しても入場者に関する制限を緩和して行う。

10. 実施体制

技術実証の実施に際しては、有識者の意見を聴く。

技術実証の事務局は内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室と同室が指名する機関が務め、技術実証の詳細を定めるほか、技術実証にかかる府省庁、地方公共団体、飲食店、イベント主催者等の事業者との連絡調整や進捗管理を行う。

11. その他

この要領に定めるもののほか、技術実証の実施について必要な事項は内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が定める。